

JA自動車共済

早期点検 キャンペーン



自動車共済契約期間終了日の4週間以上前に、JA窓口、JA自動車共済代理店に来店されたご契約者様が対象



キャンペーン期間

令和6年

令和7年

4/1 ▶ 3/31

- 第1期 4/1-6/30
- 第2期 7/1-9/30
- 第3期 10/1-12/31
- 第4期 1/1-3/31

保障点検を実施された方の中から抽選で

合計472名様に素敵なプレゼント!

A賞

摺上亭大鳥ご優待券



各期3名様 合計12名様

B賞

10W ワイヤレス
スピーカー



各期15名様 合計60名様

W
チャンス賞

マルチ
ハンディモップ



各期100名様 合計400名様

〈応募要項〉【応募資格】既にJAの自動車共済にご加入のお客さまで、JA自動車共済の継続ご案内通知ハガキ等を持参になり、契約期間終了日の4週間以上前にJA窓口・JA自動車共済代理店に来店されて自動車共済のグレードアップのお見積りを実施いただいた方。 ※JA・代理店担当者の訪問による継続案内・相談・手続きの場合も含まれます。
【応募方法】下記キャンペーン応募用紙にご記入の上、お近くのJA窓口、担当のJAライフアドバイザー、または共済代理店にご応募ください。

〈抽選について〉厳正なる抽選の上、当選者の決定をいたします。なお、当選者の発表は賞品の発送、またはJA経由のお届けをもって代させていただきます。 ※ご応募・ご提供いただいた個人情報は、JA・JA共済連の事業および各種サービスのご提供・ご案内・充実等の目的以外には利用いたしません。また、JA共済は「個人情報保護方針」を定め、組合員・利用者に関する情報の保護に努めております。

フリガナ		来店日 (応募日)	年	月	日	
お名前		性別	生年月日			
		<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	(T)	(S)	(H)	(R)
〒		お電話番号	年	月	日生 歳	
ご住所			-	-		



日常生活賠償責任特約

日常生活における
偶然な事故を保障します。

自転車保険(共済)への加入が義務化されています!(R4.4~)

住宅の所有、使用または管理に起因する
偶然な事故や日常生活*に起因する偶然な
事故によって、法律上の損害賠償責任を
負った場合に

最高2億円まで保障

※住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

■共済掛金1,890円(共済期間1年間、一時払いの場合)



例えば
こんな時…

子どもが他人の物を
壊してしまった



飼い犬が他人を噛んで
ケガをさせてしまった



自転車で転倒し、
駐車中の他人の自動車に
傷をつけてしまった。



車両新価保障特約

ご契約のお車が事故によって修理不能となるなど損害を受けた場合に、車両共済金額ではなく
新車価格相当額(ご契約のお車の初度登録後1年未満の市場販売価格相当額)をお支払いします。

ご契約のお車が修理不能*になった…



車両共済金額 170万円
新車価格相当額 300万円

特約あり

新車価格相当額

この差額部分も保障します。

金額
車両共済
300万円
初度登録1年目

240万円
2年目

210万円
3年目

190万円
4年目

170万円
5年目

※その他、修理費が共済価額(注1)以上となる場合と、修理費が新車価格相当額の50%以上となる場合(注2)にもお支払いします。ただし、盗難による損害を除きます。
(注1)ご契約のお車の価額として共済契約の締結時に協定した時価額をいいます。(注2)ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。

弁護士費用保障特約

もらい事故や相手方が賠償に応じてくれない等
所定のケースで必要となった弁護士費用等*を最高300万円まで保障します。
※賠償義務者との交渉を弁護士に委任する際等に必要となる費用(着手金・成功報酬等)をいいます。

例えば

こんなとき、弁護士費用保障特約で保障されます。



事例① 無過失

被共済者に過失(責任)が
ない場合は、JA共済は示
談交渉ができません。

そんな時に…



事例② 相手無保険

もらい事故で相手が無保険。
相手へ請求したいが
やり方がわからないし、
相手と話したくない。

そんな時に…



事例③ 自動車 搭乗中以外

歩行中や
自転車に乗っているときに
被害を受けた。

そんな時に…



事例④ 大きなケガ

大きな事故を受け、後遺症が
残ってしまった。
将来の不安から簡単に示談
にはできない。

そんな時に…

※お支払いには所定の要件があります。 ※1回の事故について被共済者1名につき弁護士費用等共済金は300万円、法律相談費用共済金は10万円が限度です。 ※弁護士などに委任する場合および法律相談を行う場合は、あらかじめJAの承認を得る必要があります。 ※弁護士費用等共済金、法律相談費用共済金については、「JAが認めた額」とします。

※この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約者のしおり・約款」により必ずご確認ください。

[24079990003]

キリトリ線

JA記入欄	JA NO.	支店 NO.	取扱者区分 <input type="checkbox"/> LA <input type="checkbox"/> スマサボ <input type="checkbox"/> 共済代理店 <input type="checkbox"/> その他	JA担当者名・共済代理店名	推進担当者・共済代理店コード	管理者確認欄 <input type="checkbox"/>
	グレードアップ提案の実施 <input type="checkbox"/>			継続前契約の終期日	年 月 日	

事務局記入欄